

## 海上自衛隊航空補給処オープンカウンター方式実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、海上自衛隊航空補給処（以下「航空補給処」という。）がオープンカウンター方式により実施する物品の調達、役務の提供及びその他の契約（以下「物品調達等」という。）において見積合わせを実施する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、物品調達等における見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積りを徴し、契約相手方を決定する方式をいう。

### (対象案件)

第3条 この要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第2号から第4号まで及び第7号に規定する契約のうち、航空補給処がオープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

### (対象案件の公表)

第4条 対象案件は、海上自衛隊ホームページ「調達情報」により公表するほか、航空補給処の掲示板及びその他必要な場所において公表する。

2 前項において公表に付する事項は、種別、調達要求番号、数量、件名、見積依頼公表日、履行期限、見積書提出期限、調達要求元とする。

### (参加資格)

第5条 見積合せに参加することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 予決令第70条の規定に準じて、これに該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
- (2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「資格の種類」の等級A、B、C又はDのいずれかに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、当該競争参加資格を有していない者であって、このオープンカウンターに参加を希望する者は、見積書提出期限の前日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該等級に該当した場合は、この限りでない。
- (4) 防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(見積書の提出等)

第6条 見積合わせに参加する者は、「オープンカウンター方式による要求件名リスト」から受注を希望する案件を選定し参加申込みを行い、本要領、仕様書、その他詳細資料（以下「仕様書等」という。）を契約課から受領し、仕様書等を確認した上で提出期限までに見積書を契約課へ提出するものとする。

- 2 見積書の様式は、海上自衛隊契約規則の実施に関する細部について（通知）（海幕経第183号。27.3.18）に規定する別冊第1「契約標準書式」書式9によるものとし、原本に限る。なお、FAX又はメールでの提出は認めない。
- 3 見積書は、次の要領により記載しなければならない。
  - (1) 件名、金額、数量、調達要求番号、履行期限、履行場所を記載するほか見積者（法人又は団体の場合は代表者）の記名押印のこと。
  - (2) 見積金額を訂正しないこと。
  - (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと。
  - (4) 同一人が金額の異なる2通以上の見積書を提出しないこと。
  - (5) 前号に掲げるほか、契約担当官等の指示に違反しないこと。

(見積書の無効)

第7条 次の各号に該当する見積書は無効とする。

- (1) 前5条に定める参加資格を有しない者の見積書
- (2) 件名、記名押印等見積書に記載を必要とする事項を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字脱字などの理由により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 見積書提出期限までに到達しなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、契約担当官等の指示に違反した見積書

(見積合わせ)

第8条 見積合わせに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 見積合せは、公表した見積提出期限日に非公開で行うものとする。
- 3 見積提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、航空補給処が選定した者へ見積を依頼することができるものとする。

(契約の相手方の決定)

第9条 有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定するものとする。

- 2 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込みをした者が2者以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。
- 3 くじ引きの日程は、別途通知するものとする。この場合において、くじ引きに参加することができない者があるときは、これに代わって航空補給処契約課の当該案件に関係のない職員にくじを引かせることができる。
- 4 契約の相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方に決定した旨を通知するものとする。

(結果の公表)

第10条 オープンカウンターの結果については、「公共調達 of 適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく情報の公表について」に該当しないため公表は行わない。

(契約の締結)

第11条 契約の相手方は、契約担当官等に遅滞することなく契約書を作成し提出しなければならない。ただし、契約金額が250万円を超えず、特約条項の付与もない場合は請書の作成をもって代えることができる。

- 2 契約の相手方が契約を結ばないときは、見積もった契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(異議申立て)

第12条 本要領に基づく見積書を提出した者は、見積書提出後に、仕様書等の不明を理由に異議を申立てることはできない。

(その他)

第13条 その他、本要領による契約について必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべてオープンカウンター方式による見積合せに参加する者が負担する。
- (2) 都合により見積合せを取りやめることがある。
- (3) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。